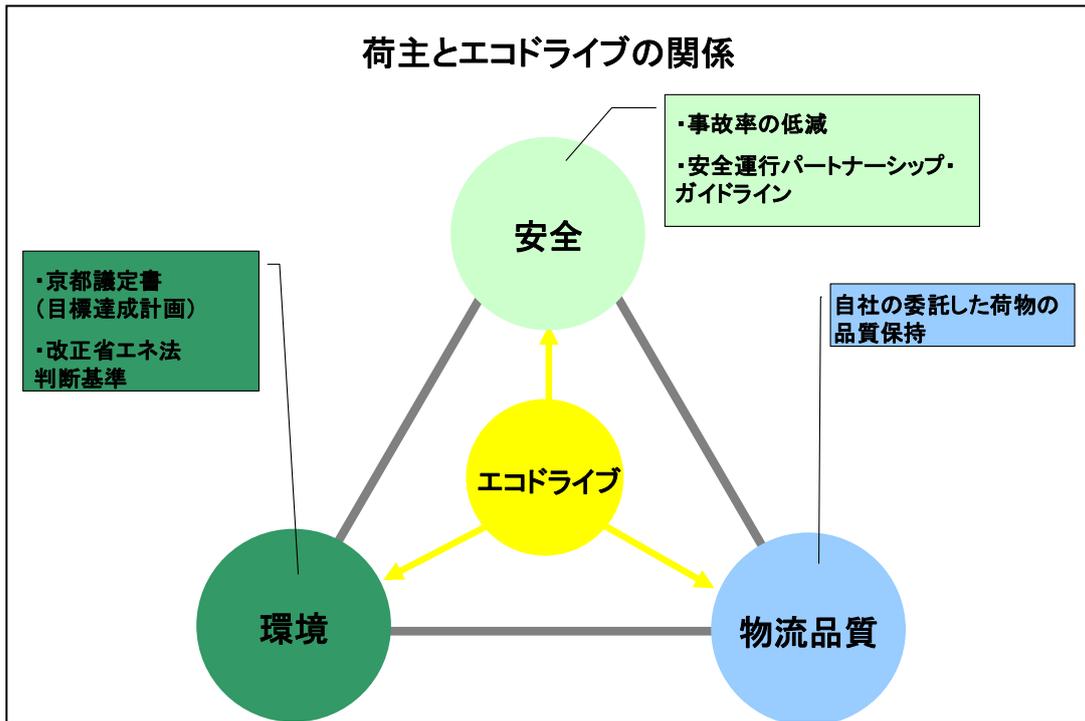


## 第1章 エコドライブ推進のための各主体の役割

### 1. 輸送事業者、発・着荷主それぞれのエコドライブの目的

輸送事業者がエコドライブを実施する目的としては、①環境、②安全、③コスト削減ということがあげられます。一方、荷物の輸送を委託する荷主が、輸送事業者が実践するエコドライブに協力する（要請する）目的として、どのようなことがあるのでしょうか。我々は下記のとおりと考えました。

図表Ⅲ－1－1 荷主とエコドライブの関係



#### 1) 環境

##### (1) 京都議定書

京都議定書において、温室効果ガスの基準年比6%削減が、わが国の国際公約となっております。

特に、2007年11月17日に公表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）がまとめた「第4次評価報告書統合報告書\*1」の中では、①気候システムの温暖化には疑う余地はない、②その大部分は人間活動による温室効果ガスによる可能性はかなり高い、③世界各地域で影響が出ると考えられる、④より低いレベルでの温室効果ガスの安定化に向けた対策の必要性等が謳われており、京都議定書の6%削減に真剣に取り組む必要があると考えられます。

##### (2) 改正省エネ法

2006年4月1日に施行された改正省エネ法において、輸送事業者及び荷主についても、省エネ活動が義務付けられました。

輸送事業者は、自社の所有する車両等について省エネ活動が求められます。その1つの施策として、同法の貨物輸送事業者判断基準\*2の中で、エコドライブの推進といった項目が掲げられております。

一方、荷主については、自社に所有権のある貨物の輸送に関する省エネ活動が求められています。その同法の荷主判断基準\*<sup>3</sup>の中で、技術的かつ経済的に可能な範囲内で取り組むべき措置として、Ⅱ 3) 貨物の輸送効率向上に向けた協力の中で“貨物輸送事業者の従業員に対する教育、研修等の実施に協力して、エコドライブを推進する”とされています。

なお、改正省エネ法は、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」を目的としていますが、二酸化炭素等の排出削減とほぼ一致するところがあります。

## 2) 安全

安全については、実運送を行う輸送事業者のみの責任と考えられがちですが、2007年5月に出された「安全運行パートナーシップガイドライン」では、荷主に対しても、安全運行確保のための配慮が求められています。特に、エコドライブ実施により、事故率が減少\*<sup>4</sup>することから、荷主においても、それらを実施できる環境を作ることが求められます。

### ★安全運行パートナーシップガイドラインの概要（2007年5月19日 国土交通省）

1. 荷主側で、運送する貨物の量を増やすよう急な依頼があった場合、適正な運行計画が確保され、過積載運行にならないよう、関係者が協力して取り組む
2. 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルール変更等を行う。また、到着時間の遅延に対するペナルティ付与にあたっては柔軟に対応する。
3. 荷主・元請事業者は、実運送事業者に対して安全運行が確保できない可能性が高い運行依頼は行わない。なお、無理な運行が予見される場合、到着時間の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保する。
4. 荷主・元請事業者は、積込・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行い、適正な運行計画を確保するための措置を請ずるとともに、貨物車両が敷地内待機できる措置を講ずる。
5. 安全運行の確保に向け、協力して安全推進活動に取り組むとともに、安全運行パートナーシップ・ルールとして各種課題について具体的な改善方策を取入れてルール化する。
6. 安全運行パートナーシップを確立するため、基本方針・目標の共有化、人材の育成、確保と実施体制の整備等を行う。

詳細は、下記ご参照ください

#### ●トラック事業における荷主・元請事業者による安全運行の向上に向けて

－安全運行パートナーシップガイドライン－ 報告書（国土交通省 ホームページ）

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/09/090528/03.pdf>

### 3) 物流品質

輸送事業者は、荷主からの輸送委託を受ける中で、物流品質を担保する義務はあります。しかしながら、輸送品質不良となる1つの要因として、輸送中の振動が考えられることから、その1対策にもなる「エコドライブ」をドライバーが実施できる環境づくりに荷主自身も協力することが求められます。

図表Ⅲ－１－２ 荷主とエコドライブの関係 参考情報

- \* 1 IPCC 第4次報告書について（環境省ホームページ）  
[http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th\\_rep.html](http://www.env.go.jp/earth/ipcc/4th_rep.html)
- \* 2 改正省エネ法 輸送事業者判断基準（国土交通省 ホームページ）  
[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kankyo\\_site/50.sonota/pdf/060331kamotukijyun.pdf](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kankyo_site/50.sonota/pdf/060331kamotukijyun.pdf)
- \* 3 改正省エネ法 荷主判断基準（資源エネルギー庁 ホームページ）  
<http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/data/060327c-13.pdf>
- \* 4 エコ安全ドライブ（社）日本損害保険協会） …エコドライブと事故率の関係の記載  
[http://www.sonpo.or.jp/about/action/shakaikouken/torikumi/pdf/0002/ecodrive\\_hojin\\_reaf2.pdf](http://www.sonpo.or.jp/about/action/shakaikouken/torikumi/pdf/0002/ecodrive_hojin_reaf2.pdf)

## 2. 「各主体の役割整理図」の概要

当WGで検討・作成した各主体の役割整理図は、以下の4つのPHASEから構成されています。

図表Ⅲ－1－3 4つのPHASEの名称と主な実施主体の関係図

PHASE	名称	主な実施主体			
		輸送事業者		発荷主	着荷主
		元請事業者	協力会社		
PHASE I	自社におけるエコドライブ活動	○	○		
PHASE II	発荷主、元請事業者、協力会社のコミュニケーションの確立によるエコドライブ推進	○		○	
PHASE III	着荷主の調達段階におけるエコドライブへの配慮				○
PHASE IV	エコドライブのさらなる推進に向けた4者による取組項目	○	○	○	○

それぞれの内容を簡単に紹介します。

### 1) PHASE I 自社におけるエコドライブ活動

PHASE Iは、一般的にエコドライブと呼ばれる活動で、元請事業者及び協力会社が実施します。なお、エコドライブについては、既に多くのマニュアル等が作成されており、その中でも内容が有用で、かつホームページに掲載されているマニュアル等を下記に掲載いたします。

図表Ⅲ－1－4 エコドライブに関するマニュアル等

- ・トラック運送事業におけるグリーン経営認証マニュアル  
(交通エコロジー・モビリティ財団 (2007年4月))  
[http://www.ecomo.or.jp/topix/green\\_management\\_manual\\_truck\\_mokuji.pdf](http://www.ecomo.or.jp/topix/green_management_manual_truck_mokuji.pdf)
- ・経営者、運行管理者のためのエコドライブ推進マニュアル (神奈川県 (2007年3月))  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/car/01ecodrive/0113/0113text/manual.pdf>
- ・誰でもできるエコ運転術 ((社) 日本自動車連盟)  
[http://www.jaf.or.jp/library/eco\\_drive\\_kit/image/manual.pdf](http://www.jaf.or.jp/library/eco_drive_kit/image/manual.pdf)
- ・エコ安全ドライブ (社) 日本損害保険協会  
[http://www.sonpo.or.jp/about/action/shakaikouken/torikumi/pdf/0002/ecodrive\\_hojin\\_reaf2.pdf](http://www.sonpo.or.jp/about/action/shakaikouken/torikumi/pdf/0002/ecodrive_hojin_reaf2.pdf)

## **2) PHASE II 発荷主、元請事業者、協力会社のコミュニケーションの確立によるエコドライブ推進**

PHASE IIは、エコドライブを実施していない元請事業者、協力会社があった場合に、元請事業者であれば発荷主、協力会社であれば元請事業者からエコドライブ実施要請を行なうPHASEです。

なお、“要請”と書きましたとおり、一方的なものではなく、コミュニケーションの確立といったことが求められます。特に、協力会社については、比較的規模が小さい事業者が多いですので、ノウハウ等の提供といった支援が考えられます。

## **3) PHASE III 着荷主の調達段階におけるエコドライブへの配慮**

日本の商慣行上、納入条件として、着荷主の軒下渡し（指定納品先まで発荷主が責任を負う）のケースが多いことから、着荷主側が調達にかかわる物流そのものを把握する必要はないという考えが一般的のようです。しかしながら、調達物流そのものがどのようになっているかある程度把握するとともに、調達段階でのエコドライブの配慮により、エコドライブの推進がさらに可能になるといったことが考えられます。

## **4) PHASE IV エコドライブのさらなる推進に向けた4者による取組項目**

PHASE I、IIを実施しても、ドライバーのみでは解決できない燃費悪化事象が発生します。PHASE IVはそれらを減らし、ドライバーがよりエコドライブをしやすい環境を作るための発・着両荷主を含めた取組項目を整理しています。

エコドライブ推進のための各主体の役割整理図  
 - PHASE I 自社におけるエコドライブ活動 -

輸送事業者（元請事業者）

輸送事業者（協力会社）

STEP 1 意識づけ

<1-1> 経営者としての環境取組方針検討、策定  
 ・全社をあげた環境取組方針策定

<1-2> 営業所長、管理者、ドライバー等への意識づけ

- ・営業所長、総括安全衛生責任者等へのエコドライブの意義等の意識づけ
- ・管理者、ドライバーへのエコドライブの意義等の意識づけ

STEP 2 エコドライブ活動の実践

<2-1> 目標設定

- ・現状把握
- ・エコドライブ基本方針（実施項目及び重点施策）の策定
- ・社内体制構築
- ・目標値の設定

<目標値例>

- ・燃費値
- ・安全の向上（事故率等）

<施策例>

- ・エコドライブ活動実践
- ・低燃費車、トップランナー車の導入

<2-2> エコドライブ活動の実施と実績（燃費）管理

- ・運行管理者、整備管理者への教育
- ・ドライバー教育
- ・ドライバーによる実践
- ・実績（燃費）値の管理
- ・添乗指導（運行管理者による安全を含めた指導 / メーカー指導員の活用）
- ・外部講習会（トラックメーカー等主催）の活用
- ・チェックリストの活用

STEP 3 活動の評価・見直し

<3-1> 活動の評価

- ・目標との差異確認、分析
- ・ドライバーへの現状確認（問題点抽出）

<3-2> 見直し

- ・問題点に対する解決策の策定及び実施
- ・新しい施策の検討、実施

<3-3> 表彰制度

- ・社内表彰の推進
- ・社外コンテスト（エコドライブコンテスト等）の活用検討

<3-4> EMS機器等の活用

- ・EMS機器の活用
- ・エコタイヤ、蓄熱マット、蓄冷クーラー等の導入

<3-5> グリーン経営認証登録への取組

- ・グリーン経営推進マニュアルの確認
- ・グリーン経営推進チェックリストによる自己診断
- ・グリーン経営認証登録

STEP 4 継続的改善に向けた取組

<4-1> 新たな目標の設定

- ・活動を踏まえた新たな目標の設定
- ・（取り組む事業所を限定している場合は）対象範囲の拡大
- ・エコドライブに関する最新情報の入手（関連団体、他社事例等）

<4-2> 荷主との情報交換

- ・状況報告
- ・問題点についての報告
- ・荷主からのアイデア収集

<4-3> 経営者としてのレビュー

- ・現状の活動に対する定期的なレビュー
- ・新たな環境取組方針の策定

エコドライブ推進のための各主体の役割整理図  
 —PHASE II 発荷主、元請事業者、協力会社のコミュニケーションの確立による  
 エコドライブ推進—

**発荷主**

**STEP 1 元請事業者とのコミュニケーションの確立**

**<1-1> エコドライブに関する意識づけ及び依頼**

- ・元請事業者の経営者/営業所長、担当責任者に対するエコドライブの意識づけ及び依頼

**<1-2> 情報共有と状況確認**

- ・定期的会合、又は定期的な情報交換の実施
- ・実施状況の確認
- ・課題の整理及び解決策の検討

**輸送事業者（元請事業者）**

**STEP 1 協力会社とのコミュニケーションの確立**

**<1-1> エコドライブに関する意識づけ及び依頼**

- ・協力会社の経営者に対するエコドライブの意識づけ及び依頼

**<1-2> 情報共有と状況確認**

- ・協力会社会議等の定期的会合の実施（既存の安全衛生協議会等でのエコドライブを議題とした活動含む）
- ・実施状況の確認

**STEP 2 協力会社にかかわるエコドライブ支援**

**<2-1> エコドライブ活動支援**

- ・自社取組の紹介
- ・燃費管理方法の紹介
- ・エコドライブテキスト作成のための支援
- ・既存のマニュアル、事例集の紹介
- ・実技指導への協力
- ・自社エコドライブ指導会への参加要請
- ・グリーン経営推進マニュアルの紹介

**<2-2> 課題収集と対策案検討**

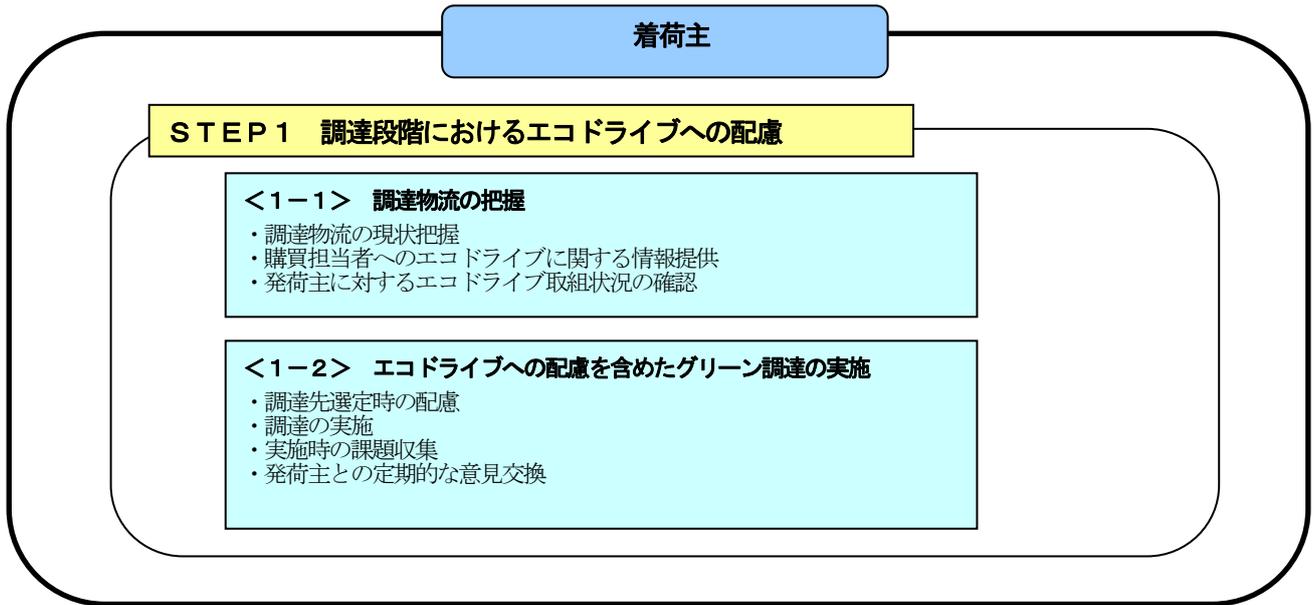
- ・エコドライブ実施時の問題点収集と対策案検討

**<2-3> 支援機器等の情報提供等**

- ・EMS機器の効果説明
- ・エコタイヤ、蓄熱マット、蓄冷クーラー等の紹介
- ・各種補助制度の紹介

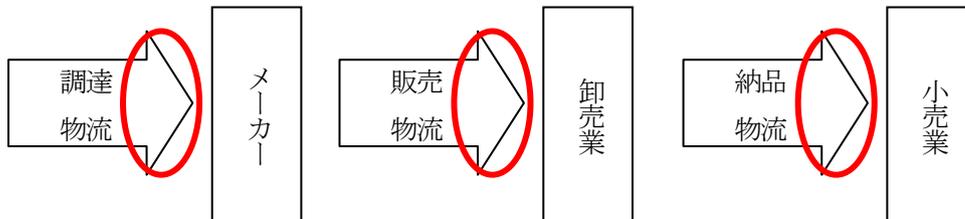
## エコドライブ推進のための各主体の役割整理図

### —PHASE III 着荷主の調達段階におけるエコドライブへの配慮—



#### \* 「調達物流」の範囲

一般的に、「調達物流」は、メーカーが部品・原料を調達する際の物流と捉えることがありますが、本書では、自社が着荷主として納品を受ける際の物流として捉えています。したがって、例えば下図では、メーカー、卸、小売それぞれが、発荷主から納品を受ける際の物流において、エコドライブに配慮することを意味しております。



エコドライブ推進のための各主体の役割整理図  
 - PHASE IV エコドライブのさらなる推進に向けた4者による取組項目 -

